



## アイ・アール ジャパンがアイ・アール ジャパン<6051>株式の大量保有報告書を提出



アイ・アール ジャパン<6051>について、アイ・アール  
ジャパンが6月11日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「株券については、単元未満株式の買取請求に基づき取得し、保有するものであります。新株予約権証券については、下記「(6)

当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載の第1回新株予約権行使のコミットメント契約に基づき、平成25年6月5日付で野村證券株式会社に対して譲渡するために保有するものであります。(3)」によるもの。

報告書によると、アイ・アール ジャパンのアイ・アール  
ジャパン株式保有比率は、62.73%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年6月4日。